

議案第43号

目黒区個人番号の利用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月3日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 別表の左欄に掲げる実施機関（区長及び教育委員会をいう。以下同じ。）

は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 実施機関は、個人番号利用事務で規則で定めるものを処理するために必要な限度で、当該個人番号利用事務以外の個人番号利用事務につき自らが保有する特定個人情報で規則で定めるものを利用することができる。

3 前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報が記載された書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

実施機関	事務
1 区長	目黒区児童育成手当条例（昭和46年10月目黒区条例第21号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月目黒区条例第41号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年12月目黒区条例第64号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

（説明） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行されることに伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。